

泉佐野丘陵緑地パーククラブ会則

第一章 総則

(名称)

第一条 この団体は、泉佐野丘陵緑地パーククラブ（以下、「パーククラブ」という。）という。

(事務所)

第二条 パーククラブは、事務所をりんくう公園内にある泉佐野丘陵緑地工区事務所（泉佐野市りんくう往来北1ー271）に置く。

(組織)

第三条 パーククラブは、泉佐野丘陵緑地パークレンジャー（以下、「パークレンジャー」という。）により組織される。

2 パーククラブは、ボランティア組織である。

第二章 目的及び活動

(目的)

第四条 パーククラブは、(仮称)泉佐野丘陵緑地（以下、「公園」という。）の4つの理念

- ① 景観を重視した公園づくり
- ② シナリオ型の公園づくり
- ③ 環境に配慮した公園づくり
- ④ 地域活性化等に役立つ公園づくり

に基づき、計画段階から積極的に参画し、大阪府と協働して公園を造り、管理・運営することを目的とする。

(活動)

第五条 パーククラブは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 公園の調査、計画及び整備に関する活動
- (2) 府民・市民へのサービス活動（PR・広報活動を含む）
- (3) 自然環境保全活動
- (4) 得意分野を生かした各種活動

2 パーククラブの活動年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第三章 会員

(資格)

第六条 大阪府が主催する泉佐野丘陵緑地パークレンジャー養成講座を受講し、全課程を修了した者をパークレンジャーと呼称し、会員の資格を有する。

(会員の義務)

第七条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 補則に別に定める会費を納入すること。
- (2) パークレンジャーとして節度ある言行をすること。
- (3) 本会則を遵守すること。

(休会・復会)

第八条 会員は、休会届けを提出して休会することができる。2 休会は3ヶ月単位とし、最長1年間とする。さらに延長する場合、休会期間終了前に新たに休会届けを提出する。3 新たな休会届けがない場合、休会の状況が解除したとみなし、復会するものとする。

(資格の喪失)

第九条 会員は、退会の意思を申し出ることによって、退会することができる。

2 正当な理由なく期日迄に会費を納入しない会員は、退会したものとみなす。3 前条第一項の休会届けが未提出で且つ正当な理由なく、半年間以上連続して活動に参加しない会員は自動的に退会とする。

第四章 役員及び顧問

(役員)

第十条 パーククラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 書記 1名以上
- (4) 会計 1名以上
- (5) 広報 1名以上
- (6) 専門担当理事 3名以上
- (7) 監事 2名以上

(役員の選出)

第十一条 役員は、総会において全会員から選出する。

2. 選出方法は、補則で定める。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期を、1年とする。但し、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第十三条 会長は、会務を総括して、パーククラブを代表する。

2 副会長は、会長の職務を補佐する。

(書記の職務)

第十四条 書記は、パーククラブの活動記録や会議議事録及び総会議案書を作成する。

(会計の職務)

第十五条 会計は、次の会務を担当する。

- (1) 予算及び決算書類の作成
- (2) 現金の出納及び保管
- (3) 予算の執行に関する諸契約
- (4) 物品の購入
- (5) 会計帳簿及び証書類の整理保管
- (6) 傷害保険の加入
- (7) その他会計に関する事項

(広報の職務)

第十六条 広報は、次の会務を担当する。

- (1) 広報・PR活動

(専門担当理事の職務)

第十七条 理事は、次の会務を担当する。

- (1) 各専門部を総括し、専門部会の運営を遂行すること。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次の会務を担当する。

- (1) パーククラブの財産の状況を監査すること。
- (2) 役員の職務執行の状況を監査すること。

(職務の兼務)

第十九条 各々の役員の担当職務以外に新たな職務が発生した場合、役員より互選し、その職務を遂行する。

(顧問)

第二十条 パーククラブの運営を補佐するために、外部の学識経験者等を顧問として置くことができる。

第五章 総会、役員会及びパーククラブ会議

(総会)

第二十一条 パーククラブは、会長の召集により毎年1回定時総会を開催する。

- 2 パーククラブは、会長の召集により必要の都度臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む。）により開催すること。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 活動計画及び収支予算
 - (2) 活動報告及び収支決算
 - (3) 役員の選任又は解任
 - (4) 会則及び補則の変更
 - (5) その他役員会より付議された事項

(役員会)

第二二条 役員会は、必要があれば開催することができる。

- 2 役員会は、役員の2分の1以上の出席により開催することができる。
- 3 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議決)

第二三条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数をもって有効とする。

(パーククラブ会議)

第二四条 パーククラブ会議は、会員相互の意思疎通を図りパーククラブの目標及び問題意識を共有化することを目的とする。

- 2 パーククラブ会議は、定例会議を原則月1回以上開催する。
- 3 パーククラブ会議は、会長が必要と認めた場合に臨時会議を開催する。
- 4 パーククラブ会議は、次の事項について報告及び討議する。
 - (1) 当月及び次月の具体的な活動準備と前月及び当月の活動成果
 - (2) 活動方針、活動計画等を作成する際の事前検討及び意見交換
 - (3) 泉佐野丘陵緑地運営会議(以下、「運営会議」という。)の報告
 - (4) 大阪府その他関係部署からの報告及び提案
 - (5) 会員その他からの提案及び意見交換

第六章 専門部会

(専門部会)

第二五条 会員は、複数名以上で組織する専門部会を、役員会の承認を得て、設けることができる。

第七章 会則の変更

(会則の変更)

第二六条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第八章 補則

(補則)

第二七条 この会則を施行するため、補則を別に定めることができる。

この会則は、平成22年7月23日より発効する。

この会則は、平成23年4月17日に一部を改訂する。

この会則は、平成24年5月6日に一部を改訂する。

泉佐野丘陵緑地パーククラブ補則

第一章 総則

(補則の定め)

第一条 泉佐野丘陵緑地パーククラブ（以下、「パーククラブ」という。）の活動に関する規定は、会則に定めるもののほかこの規定の定めによる。

第二章 会費

(会費)

第二条 パーククラブの会費は、年額 1,000 円とする。

2 年度途中で休会もしくは退会をする場合、会費は返却しない。

第三章 役員の選出

(役員の選出方法)

第三条 役員(専門担当理事を除く)の選出は、次の方法による。

(1) 本人の立候補

(2) 本人の同意があり、会員の推薦による立候補

2 役員会は、総会 14 日以前に立候補受付の公示をおこなう。

3 総会において各役員候補の信任又は不信任を受ける。定数を超えた候補者がある場合、投票により当選者を決める。

4 候補者がいない場合及び総会において役員候補が不信任を受けた場合は、役員会で新たに役員候補を選出して信任を得る。

(専門担当理事の選出)

第四条 専門担当理事は、各専門部の会員より 1 名を選出し、総会にて承認する。

第四章 補則の変更

(補則の変更)

第五条 この補則は、総会において出席者の 3 分の 2 の同意を得て変更することができる。

この補則は、平成 23 年 4 月 17 日より発効する。

この補則は、平成 24 年 5 月 6 日に一部を改訂する。